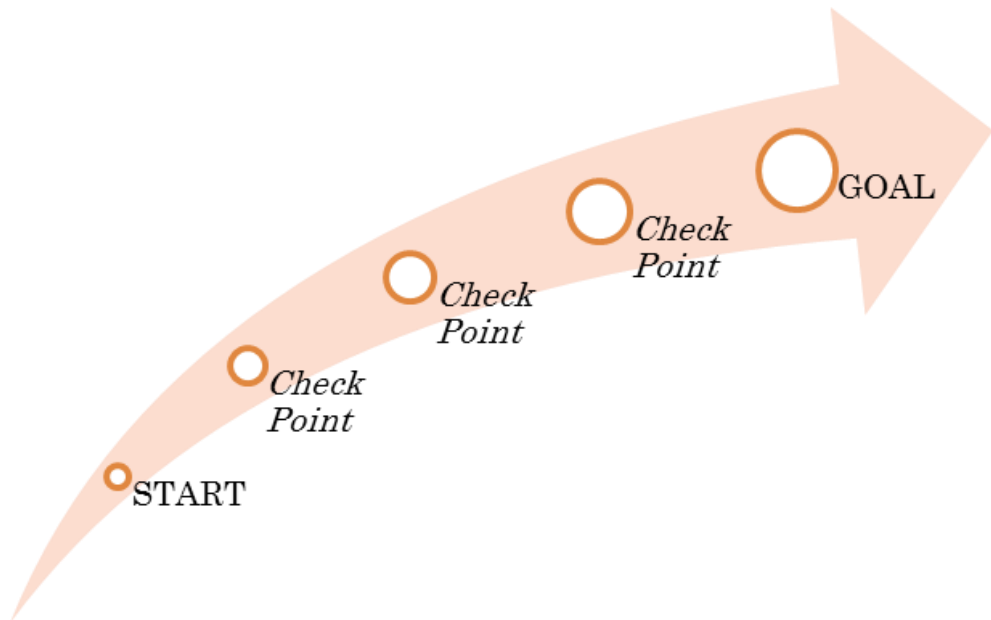


吹田市総合計画 吹田2020ロードマップ

SUITA 2020 Roadmap



平成 25 年
吹 田 市

あいさつ

吹田市長 井上哲也

はじめに（総合計画の策定にあたって）

本市は、昭和 54 年（1979 年）に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、三次にわたる総合計画を策定し、様々な課題に対応して総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

第 3 次総合計画策定後、世界経済の混迷や大規模災害の発生など社会経済状況の変化が、市民生活や市民意識に大きな影響を与えました。また、今後の制度改正や経済構造の変化は、まちづくりに大きな影響を与えることが予想されます。

一方で、地方分権が進化した、自治体が主体的にまちづくりを進める地域主権改革が進展しています。また、その延長線上として、市内の各地域のことは地域で決める市民主体のまちづくりを推進することが、より地域の実情にあったまちづくりにつながるものと考えられます。

このようにまちづくりは外的・内的要因を受けて、大きく変革する時期を迎えています。将来にわたり誰もが安心して暮らせる吹田を持続し、さらに発展させるためには、限られた経営資源を有効に活用し、多様な主体が協働と役割分担により地域力を強化することが不可欠です。

このため、第 3 次総合計画を市民、事業者、行政等がそれぞれの得意分野を生かしながらまちづくりを進める際に活用できる計画として、抜本的に見直します。

【吹田のまちづくりと地方自治】

年 代	吹田市のまちづくりや社会の動きなど	地方自治
1960～70 年代	千里ニュータウン開発 日本万国博覧会 地下鉄御堂筋線江坂延伸、北大阪急行開業 江坂開発（大阪副都心）	昭和 44 年（1969 年）地方自治法改正により、基本構想の議決の義務づけ
第 1 次総合計画 昭和 54 年～平成 7 年 （1979～1995 年）	人口急増の最終段階 都市基盤整備の充実と強化 吹田駅前再開発完了（昭和 55 年）	
第 2 次総合計画 平成 8 年～平成 17 年 （1996～2005 年）	少子高齢化、情報化、国際化、地球環境問題、バブル崩壊後の経済低迷、阪神淡路大震災（平成 7 年）など社会経済環境が大きく変化 吹田駅北口地区再開発完了（平成 8 年） 特例市に移行（平成 13 年）	平成 12 年（2000 年）地方分権一括法施行
第 3 次総合計画 平成 18 年～ （2006 年～	千里ニュータウンの急速な高齢化と人口減少 商業・業務地における卸売業の落ち込み 環境・防災に対する意識の高まり 自治基本条例施行（平成 19 年） リーマンショックを引き金とする世界同時不況（平成 20 年） 歴史的円高と製造業の海外拠点化 団塊の世代の一斉退職（平成 19 年～22 年） 東日本大震災の影響 アジアの交流と対立	平成 19 年（2007 年）地方分権推進法施行 平成 23 年（2011 年）地方自治法改正により、基本構想の議決義務撤廃

吹田2020ロードマップとは

ロードマップとは総合計画の目標に向けた道筋を示すものです。

ロードマップには「何を達成する（目標）」「いつまでに達成する（期限）」「どのように達成する（手段）」などが明らかにされています。

吹田市総合計画は2020年の将来像に向けたまちづくりのロードマップです。

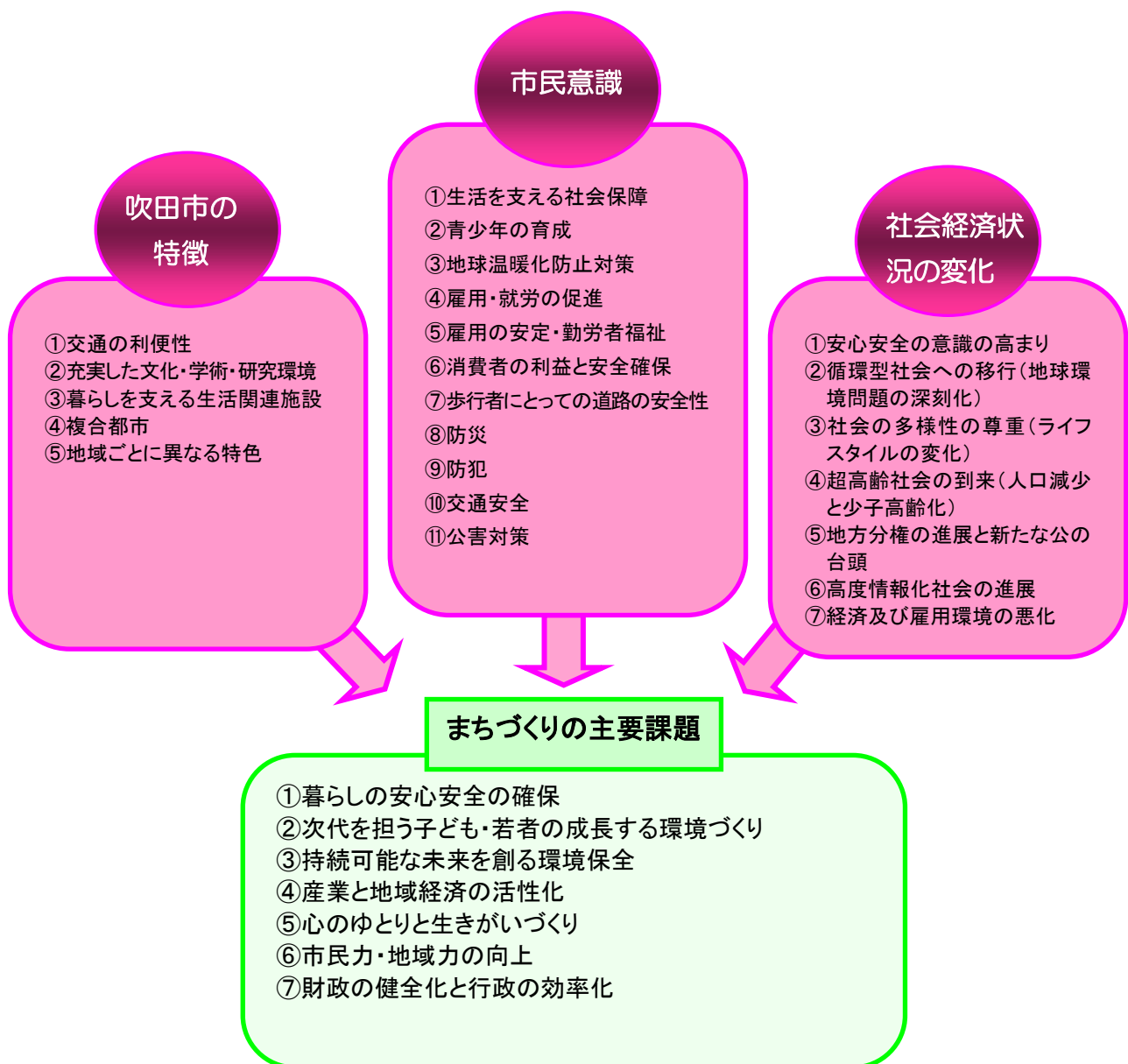
図は検討中

吹田市総合計画の構成(吹田2020ロードマップの俯瞰図)

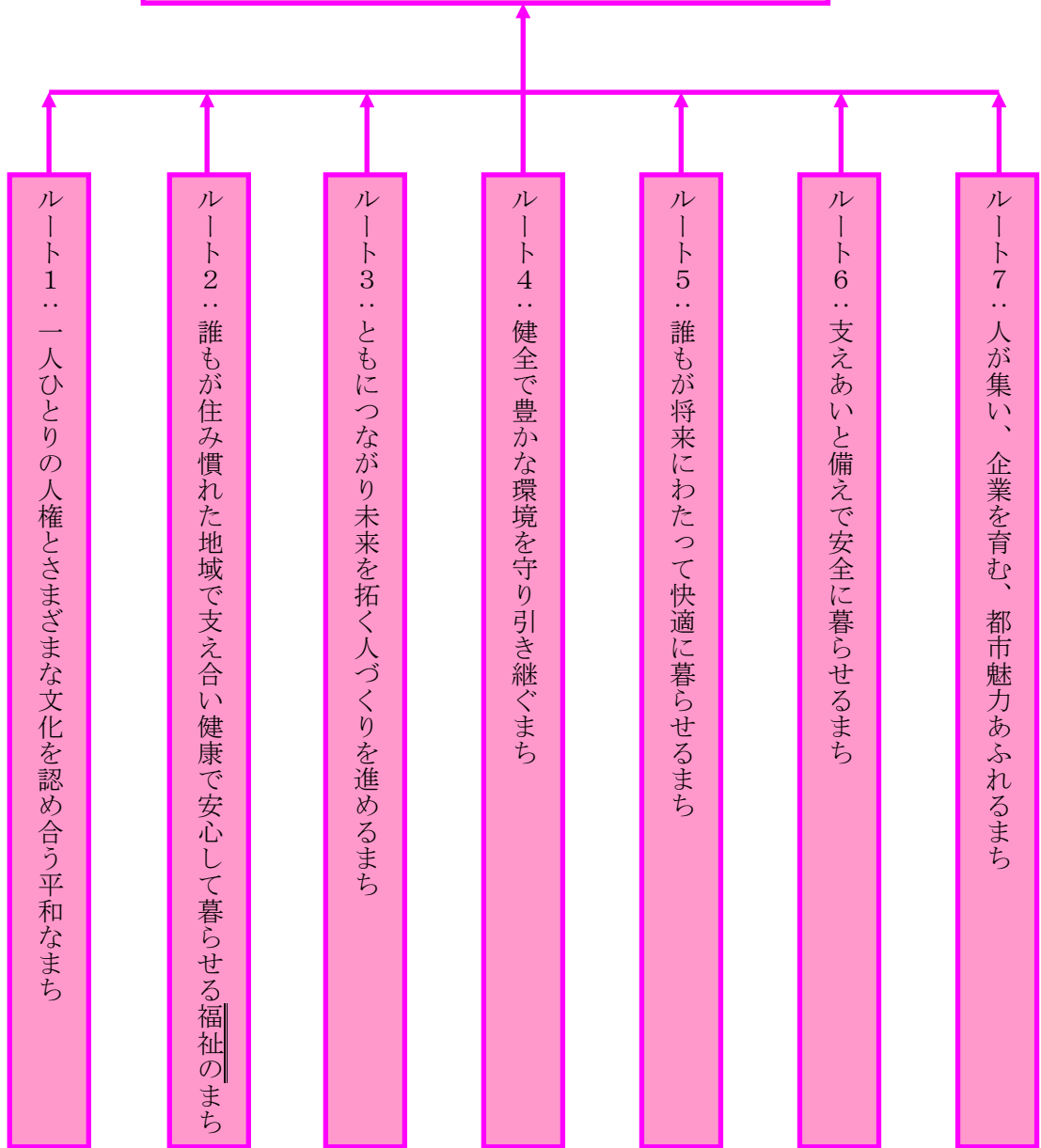
計画の役割

- まちづくりの指針
- 行財政運営の基本方針

計画策定の背景



(例示) 人・まち・元気創造都市 すいた



ベースⅠ 市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます

ベースⅡ 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

目 次

序 論

第1章 総合計画の位置づけと役割

第2章 計画の構成と期間

1. 計画の構成

2. 計画の期間

第3章 計画策定の背景

1. 吹田市の特徴

(1) 地理的・自然的特性

(2) 歴史的特性

(3) 社会的特性

2. 市民意識

3. 社会経済状況の変化

4. まちづくりの主要課題

基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 人口及び都市構造

第3章 将来像への基本方針

第4章 基本目標(施策体系)

第5章 将来像実現に向けて

基本計画

基本計画の構成と見方

ルート1：一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち

ルート2：誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

ルート3：ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

ルート4：健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

ルート5：誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

ルート6：支えあいと備えで安全に暮らせるまち

ルート7：人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

ベース1：市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます

ベース2：持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

**序
論**

第1章 総合計画の位置づけと役割

第2章 計画の構成と期間

第3章 計画策定の背景

第1章 総合計画の位置づけと役割

総合計画は、人権・文化・福祉・子育て・教育・環境・都市創造・産業など市民生活に関わるあらゆる個別計画や事業を横断的にとらえた最も上位に位置づけられる計画です。

○まちづくりの指針

総合計画は、将来像の実現に向け、市民・市民公益活動団体・事業者・行政など様々な主体が、協働と適切な役割分担のもとでまちづくりを進めて行くうえにおいて共有すべき指針です。

○行財政運営の基本方針

総合計画は、最適な経営資源の活用など効率的かつ効果的な行政経営の基本方針を示すとともに、行政評価を行う際の指標となります。

第2章 計画の構成と期間

1. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像や将来像への基本方針、将来のまちのイメージを示します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標を具体化する取組の内容を示します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた取組を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

2. 計画の期間

総合計画は、以下のとおり計画期間を設定します。

ア 計画期間の最終年度は、平成32年度(2020年度)とします。

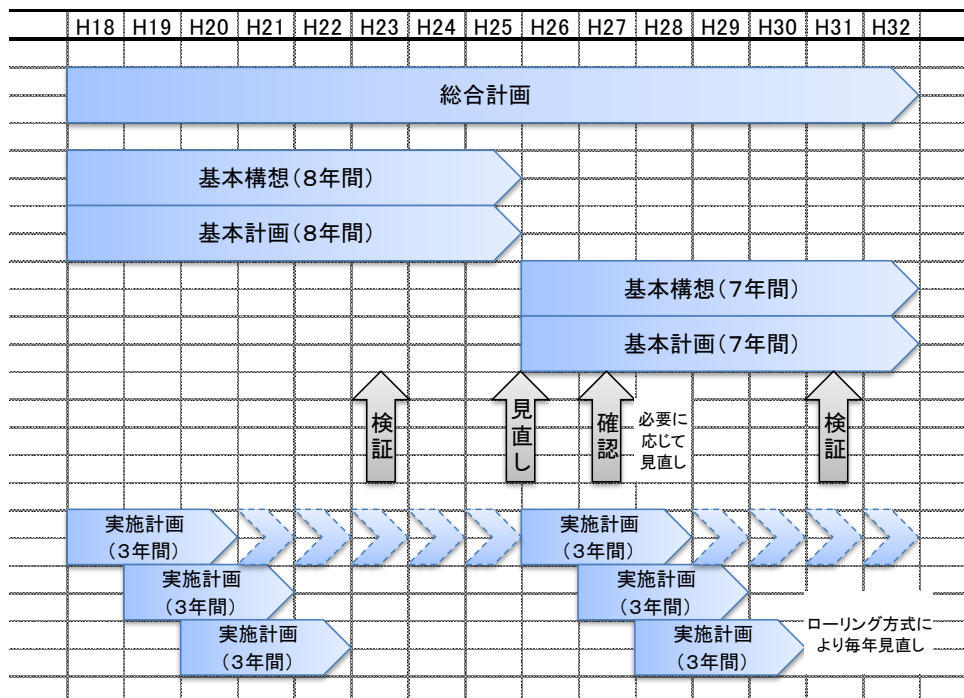
イ 見直しの後の基本構想の計画期間は、7年間とします。

ウ 見直しの後の基本計画の計画期間は、7年間とします。

ただし、計画の評価、検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

エ 実施計画の計画期間は、3年間とし、ローリング方式にて毎年見直しを行います。

【計画の期間】



1. 吹田市の特徴

(1) 地理的・自然的特徴

本市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に接しており、東西 6.4km、南北 9.6km、面積 36.11km² を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる標高 10m ほどの低地から形成されています。

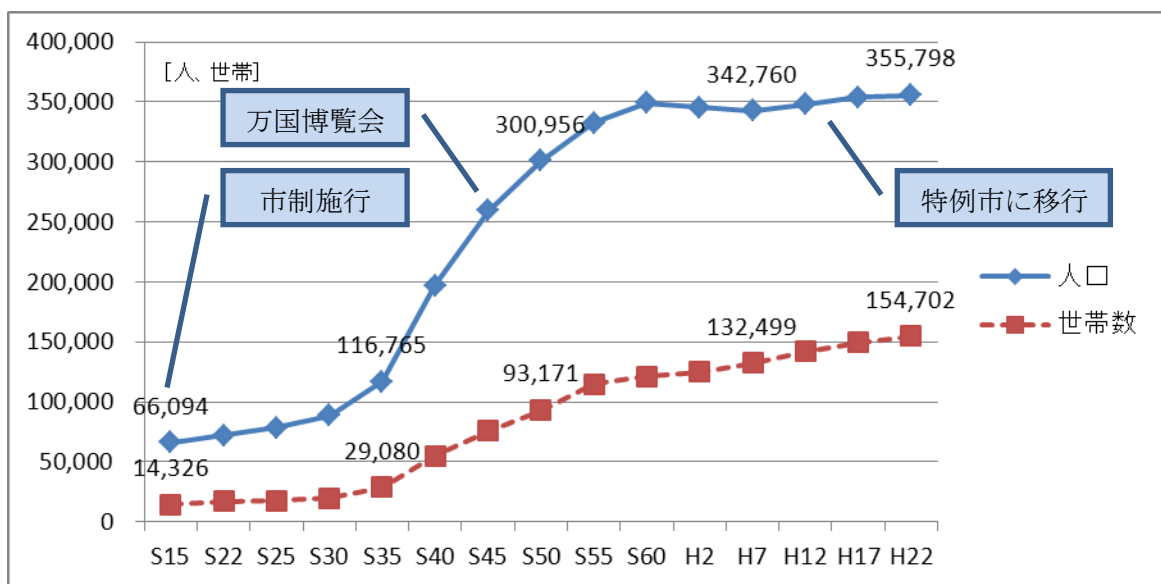
(2) 歴史的特徴

本市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきましたが、明治 9 年（1876 年）の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治 22 年（1889 年）の有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）の設立、大正 12 年（1923 年）の国鉄吹田操車場の操業開始により「ビールと操車場のまち」と言われるようになりました。また、大正 10 年（1921 年）には北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和 15 年（1940 年）には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和 28 年（1953 年）には新田村の下新田地区と、昭和 30 年（1955 年）には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進むとともに、人口が急激に増加しました。昭和 45 年（1970 年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、商業・業務機能の集積が進みました。現在は、市域全域の市街化がほぼ完了し、都市基盤が整った状況にあります。

【本市の人口と世帯数の推移】



(出典) 国勢調査

(3) 社会的特徴

①交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内にはJR新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。

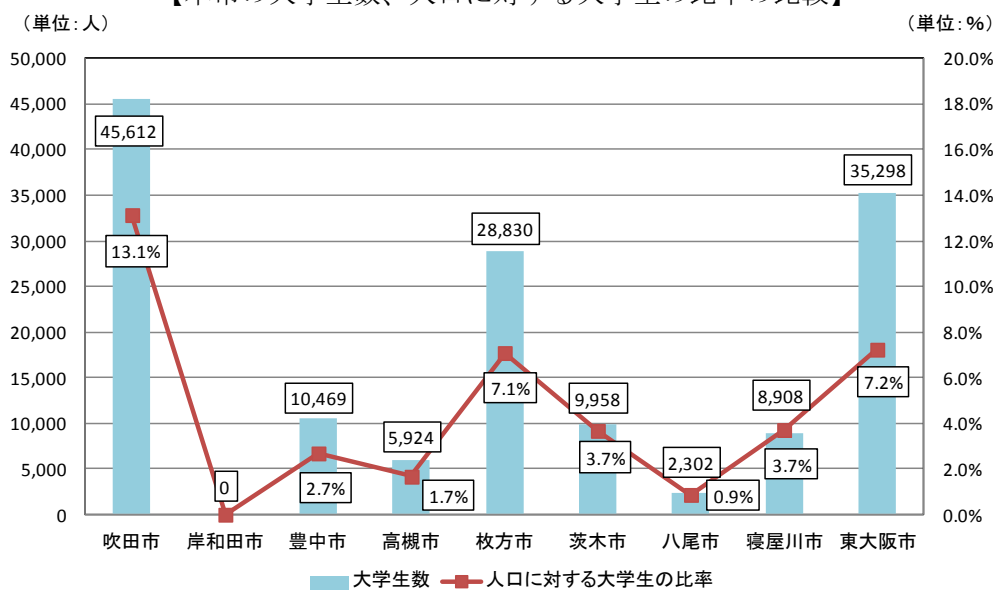
このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、本市の住宅地としての魅力を高めています。



②充実した文化・学術・研究環境

本市では、これまでのまちづくりの取組により、日本万国博覧会の会場跡地に、緑に包まれた広域公園が整備され、そこには日本庭園や自然文化園をはじめ、国立民族学博物館などの文化・学術施設が整備されてきました。さらに、4つの大学や国内でも有数のライフサイエンス研究機関の立地が進み、また、市立の博物館や文化会館（メイシアター）が整備されたことなどにより、市域全体として、充実した文化・学術・研究環境が形成されています。なお、関西イノベーション国際戦略総合特区（平成23年（2011年）12月）に指定され、バイオ関連企業や研究基盤の集積を背景に世界的なビジネスの展開が進められ、文化・学術・研究環境のさらなる充実が期待されます。

【本市の大学生数、人口に対する大学生の比率の比較】



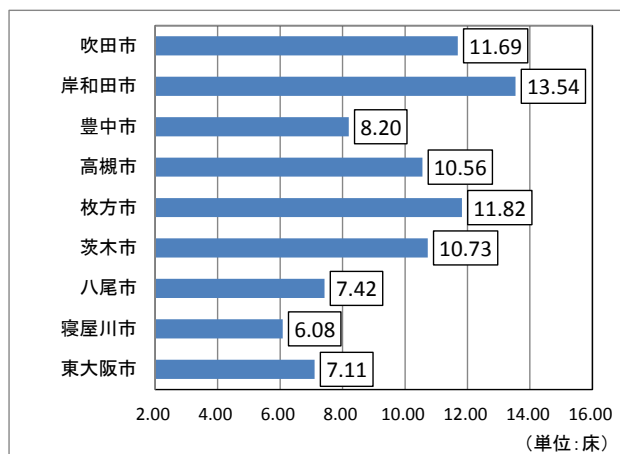
(出典) 各大学HPから集計、総務省「平成22年住民基本台帳人口・世帯数、平成21年度人口動態（市区町村別）」

③暮らしを支える生活関連施設

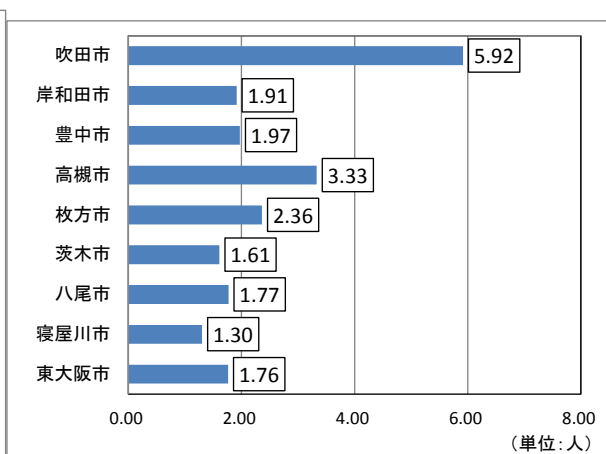
先端医療施設である国立循環器病研究センターや大阪大学医学部附属病院をはじめ、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています。

また、市民ホールや市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設などの市民福祉の向上を目的とした多様な公共施設が、地域に配置されています。

【本市と比較 8 市の平成 21 年（2009 年）における市民 1,000 人当たり病床数（一般病院）】



【本市と比較 8 市の平成 20 年（2008 年）における市民 1,000 人当たり医師数】



(出典) 平成 22 年度大阪府統計年鑑

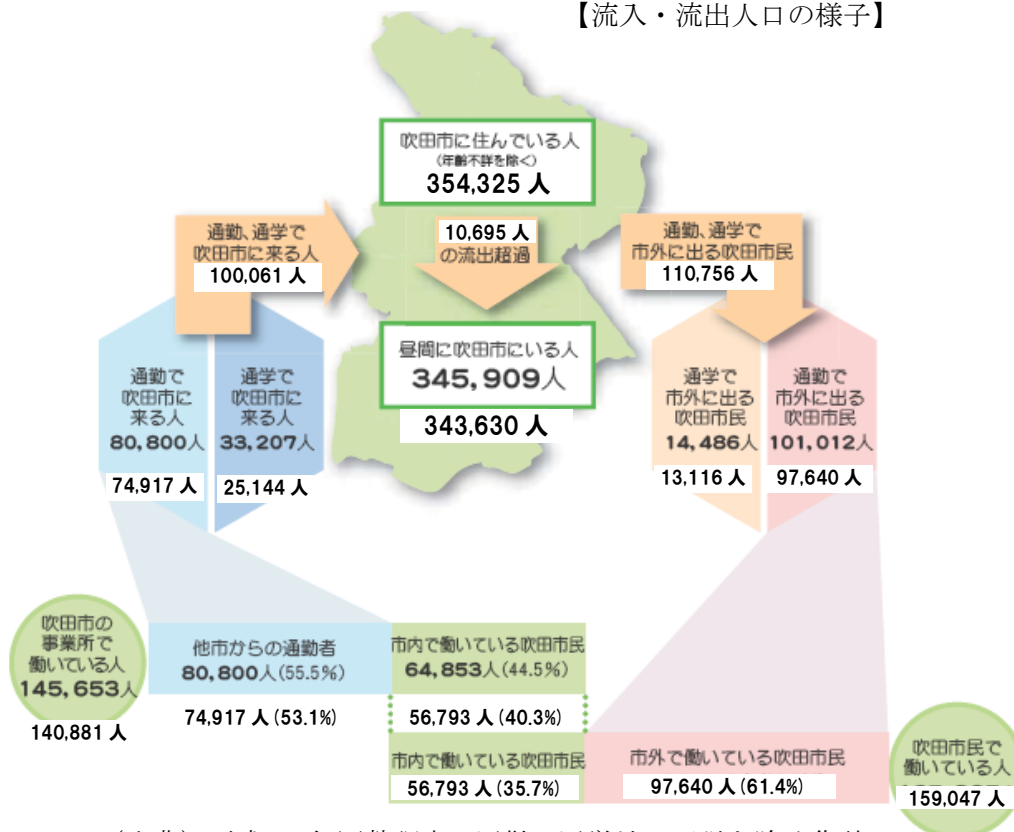
④複合都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う住宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では大阪都市圏北部の拠点となる卸売・小売業などの商業・業務機能の集積がみられます。

本市の流出人口をみると、本市に住む就業者の 6 割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の 5 割以上が他市から通勤しています。

このことから本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業・業務機能をあわせ持った都市となっています。

【流入・流出人口の様子】



(出典) 平成 22 年国勢調査、通勤・通学地の不詳を除く集計

⑤地域ごとに異なる特色

市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博公園などにおいて緑豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、都市部に残された貴重な空間である吹田操車場跡地においては医療クラスター構想など新たなまちづくりが始まっています。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。

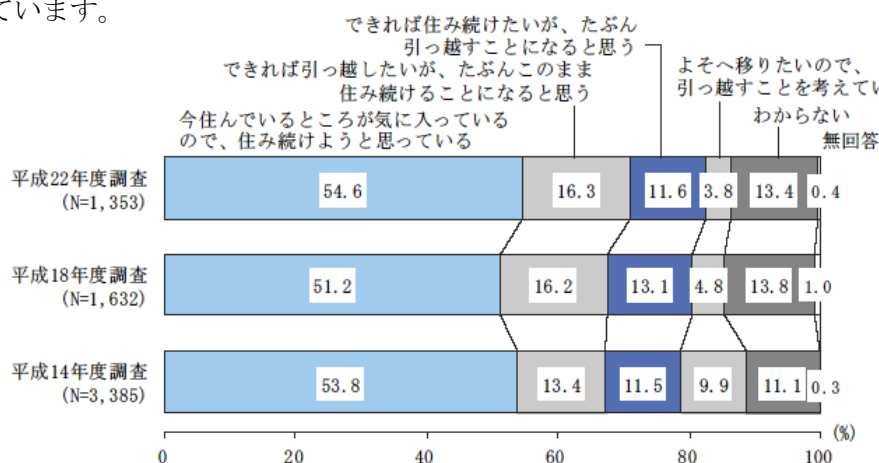
2. 市民意識

市民アンケート

本計画の策定にあたっては、市民の意見を計画へ反映するため、2,000名を対象に平成22年（2010年）に市民意識調査（有効回収数 1,353）を行いました。以下は、その結果の一部です。

（1）定住意向

定住意向については、「今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている」が54.6%と過半数を占めて最も高くなっています。次いで「できれば引っ越したいが、たぶんこのまま住み続けることになると思う」が16.3%、「できれば住み続けたいが、たぶん引っ越すことになると思う」が11.6%となっており、「よそへ移りたいので、引っ越すことを考えている」は3.8%となっています。“定住意向のある人”（「今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている」と「できれば住み続けたいが、たぶん引っ越すことになると思う」を合わせた割合）は66.2%となっており、平成18年度（64.3%）や平成14年度（65.3%）と比較しても高い割合となっています。

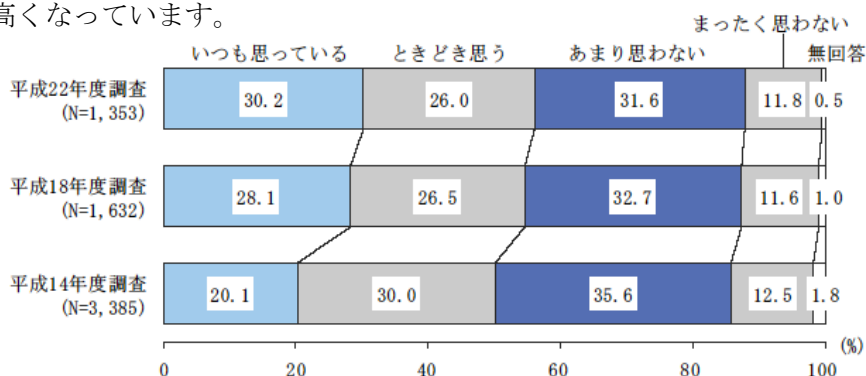


（出典）平成22年度（2010年度）吹田市市民意識調査

（2）ふるさと意識

生まれた場所に関係なく、吹田市を「私のふるさと」と思っているかについては、「あまり思わない」が31.6%と最も多く、次いで「いつも思っている」が30.2%と続いています。“思っている”（「いつも思っている」と「ときどき思う」を合わせた割合）は56.2%と過半数を占めていますが、“思わない”（「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた割合）では43.4%となっています。

平成18年度、14年度と比較すると、“思っている”は、年度ごとに高くなっており、平成22年度が最も高くなっています。



（出典）平成22年度（2010年度）吹田市市民意識調査

3. 社会経済状況の変化

(1) 安心安全の意識の高まり

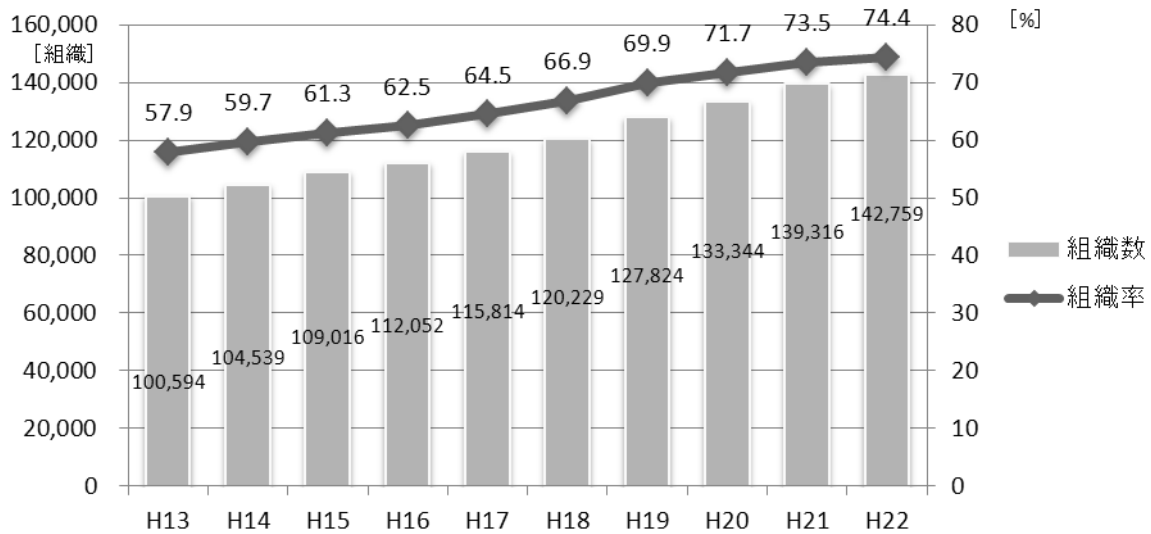
【全国の動向】

東日本大震災などの甚大な自然災害によって、災害から生命や財産を自分たちで守ることの重要性が再確認され、地域コミュニティや広域での連携など災害に対する備えのあり方が問われることとなりました。

また、食品の産地偽装や、振り込め詐欺といった犯罪の増加などにより、生活の不安感が高まり、地産地消の推進や防犯意識の高まりなどが顕著となっています。

さらに、鳥インフルエンザ、SARS などパンデミックへの備え、テロ対策、領土・国防問題への関心の高まりなど、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる生活環境が求められています。

【自主防災組織数と組織率の推移】



(出典) 総務省消防庁「平成 22 年版消防白書」

【本市の動向】

本市においても、防災・減災の視点で、災害に備えるため、災害に強い都市基盤の整備に努めるとともに、防災に自主的に取り組むコミュニティの振興を図るなど地域における防災について、計画的に取り組む必要があります。

【消防団定員充足率の比較】

	吹田市	豊中市	高槻市	枚方市	茨木市	東大阪市	岸和田市	八尾市	寝屋川市
消防団定員充足率	84.0%	96.9%	93.9%	95.2%	98.9%	92.2%	100.0%	99.3%	94.7%

(出典) 各市消防団HP

【市民の防災意識の変化】

質問項目	結果	算式	H18	H22
家庭で、非常食などの非常持出品の備蓄、避難路や連絡方法の確認など、日頃から地震や風水害などの災害に備えている	災害に備えている	「そう思う」、「どちらか」というとそう思う」と回答した市民の割合	21.8%	23.8%
	災害に備えていない	「そう思わない」、「どちらか」というとそう思わない」と回答した市民の割合	40.5%	32.7%

(出典) 平成 22 年度 (2010 年度) 吹田市市民意識調査

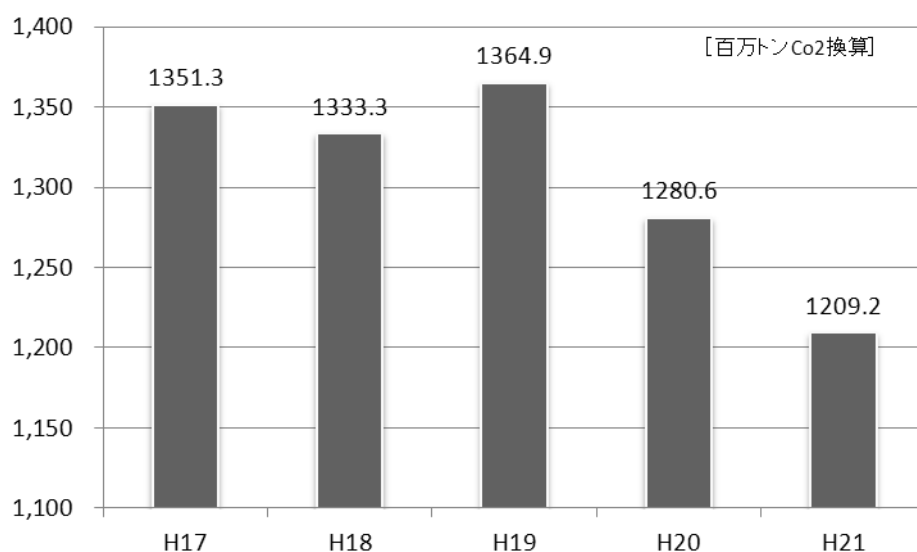
(2) 循環型社会への移行(地球環境問題の深刻化)

【全国の動向】

世界人口の増加・経済成長を背景に、自然環境負荷の増大やエネルギーの枯渇、水不足、食糧危機など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムからの脱却が必要となっています。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、原子力問題、エネルギー問題がすべての国民の日々の暮らしに関わる問題であることを認識させました。

こうした背景から、ごみの減量や再資源化、再生可能エネルギーの活用など、持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

【日本の温室効果ガス排出量の推移】

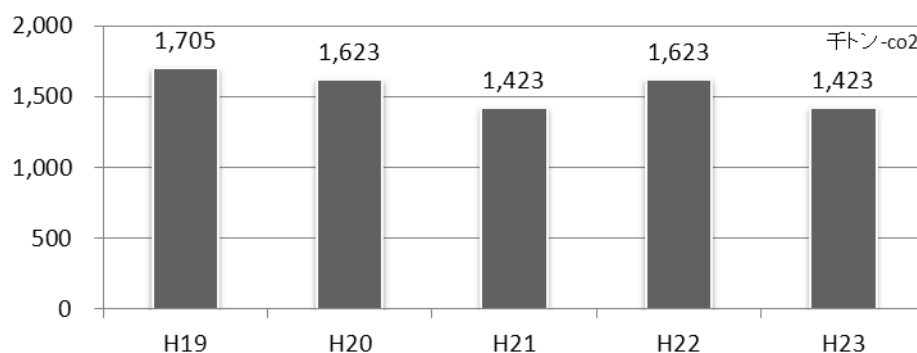


(出典) 環境省HP「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2009年度)確定値」

【本市の動向】

本市においても、エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換に向けて、環境に負荷をかける暮らしや、事業活動への転換を図るなど、市民、事業者、行政などが一体となった取組が求められています。

【吹田市域の年間温室効果ガス排出量】



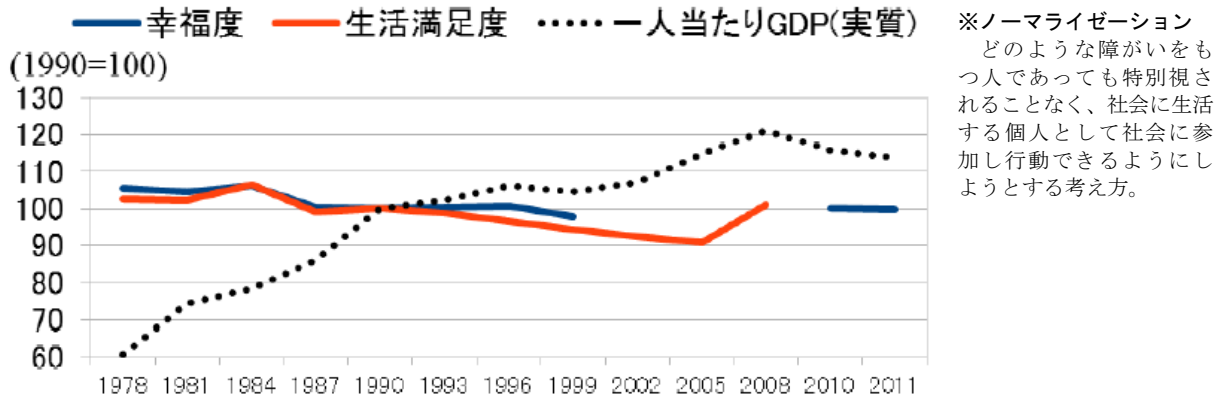
(出典) 吹田市環境部(政策室)

(3) 社会の多様性の尊重(ライフスタイルの変化)

【全国の動向】

世帯構成の変化、情報化の進展、就業形態の変化などに伴い、価値観やライフスタイルが多様化しており、近年では、ものの豊かさから心の豊かさを重視する人々が増加しています。また、男女共同参画やノーマライゼーション※、多文化共生など多様な価値観や個性を尊重し、あらゆる人が能力を最大限に発揮することができる社会づくりの重要性も高まっています。一方、格差社会の進行、核家族化による家族機能の低下、地域コミュニティの弱体化などが問題になっています。

【日本における幸福度の推移】



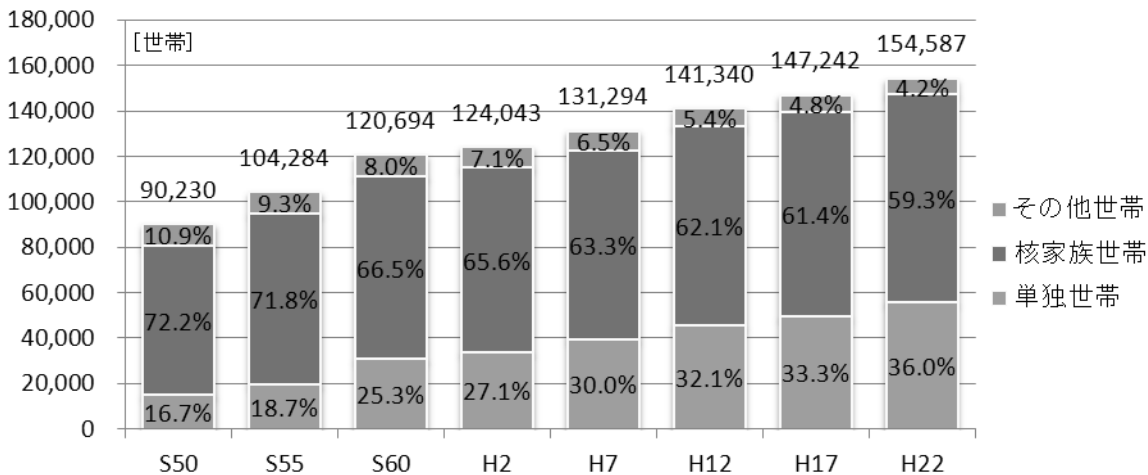
- (備考) 1. 「幸福度」、「生活満足度」は内閣府「国民生活選好度調査」における3年度毎の回答に基づく平均値を1990年を100として相対化したもの。
2. 一人当たりGDPは内閣府「国民経済計算確報値」及び「四半期別GDP速報」、総務省「推計人口」により算出し、1990年を100として相対化したもの。

(出典) 幸福度に関する研究会報告—幸福度指標案—平成23年

【本市の動向】

世帯数の推移をみると人口の伸びを上回って増加しています。世帯数の分類別(単独、核家族、その他)の推移をみると、単独世帯は昭和50年(1975年)と比べて3.7倍となっており、核家族世帯は昭和50年(1975年)と比べて1.4倍に増加しています。核家族化や単独世帯化の進行も、ライフスタイルの多様化に影響しているものと考えられます。また、共働き世帯は年々増加傾向にあり、専業主婦世帯を上回っています(全国動向)。こうした中で、仕事と子育てなどの家事の両立による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に係る課題も発生しています。

【本市における種類別世帯数の推移】



(出典) 国勢調査

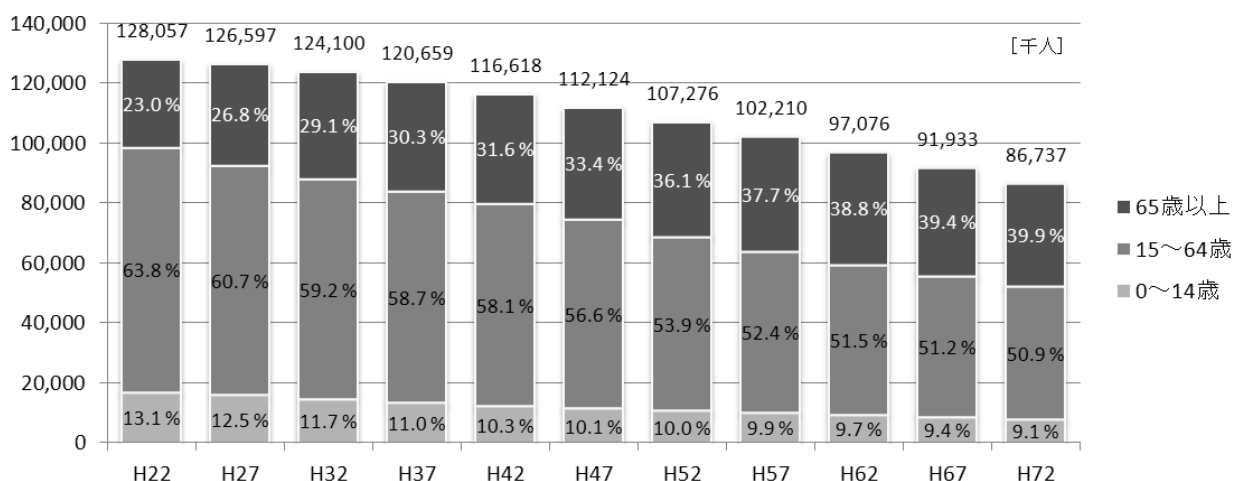
(4) 超高齢社会の到来(人口減少と少子高齢化の進行)

【全国の動向】

わが国の総人口は、平成16年(2004年)に1億2,778万7千人をピークに、それ以降は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成24年1月推計)によると、平成60年には1億人を下回ることが予測されています。

総人口に占める高齢者の割合は、平成22年(2010年)の23%が、10年後の平成32年には29.1%となり、50年後には40%に近づくことが見込まれています。また、年少人口(15歳未満)は平成22年(2010年)の13.1%が10年後の平成32年には11.7%となり、50年後には9.1%と見込まれ、少子高齢化が急速に進行します。

【わが国の将来人口】

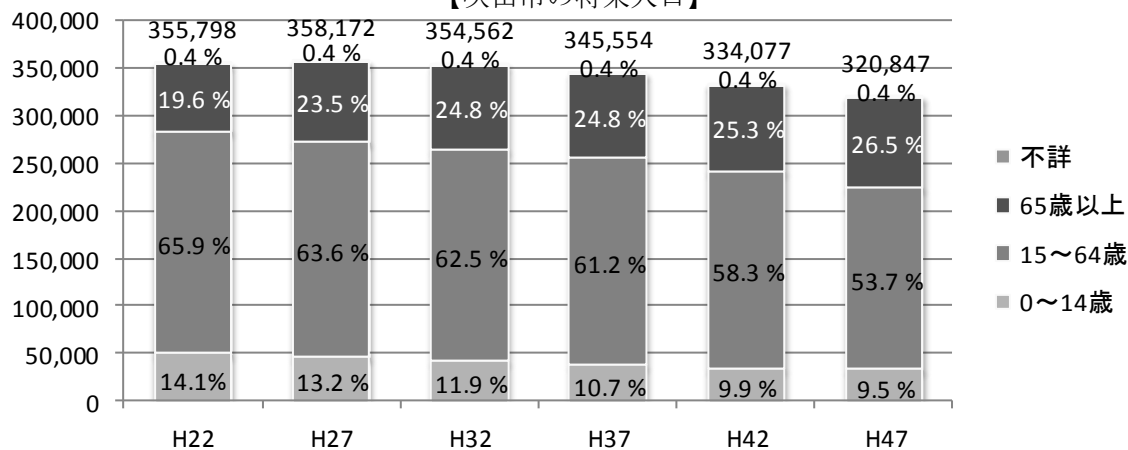


(出典) 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)中位推計、国立社会保障・人口問題研究所

【本市の動向】

本市の将来人口は、平成27年まで増加し、その後減少すると予想されます。0歳~14歳の人口割合は減少し、65歳以上の人口割合が増大する少子・高齢化の傾向となっています。総人口に占める0歳~14歳人口の割合は、平成22年時点で全国に比べ吹田市が高くなっていますが、平成37年以降は吹田市が全国を下回ると予想されます。また、総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成32年は24.9%と全国より低く、その後も全国の高齢化の速度に比べてゆっくりと高齢化が進むことが予想されます。

【吹田市の将来人口】



(出典) 第3次総合計画見直し基礎資料将来人口推計報告書(平成24年3月)

(5) 地方分権の進展と新たな公の台頭

【全国の動向】

地方分権推進法の成立や三位一体の改革などを経て、平成19年(2007年)に地方分権改革推進法が施行されるなど、地方分権の流れは着実に進んでいます。また、国において、平成21年(2009年)に地域主権戦略会議が設置され、地域のことは地域で決定し、権限と責任を持って地域のまちづくりを推進する「地域主権」の確立に向けた議論が進められ、平成23年度(2011年度)には、地方自治法の一部改正が行われました。

自己決定、自己責任の原則のもと、住民に身近な基礎自治体により、地域の特性を生かして自主的かつ総合的にまちづくりの推進を図るべき時代になっています。

【地方分権・地域主権の推進に関する国の検討の流れ】

年月日	地域主権改革の主な動き
平成5年(1993年)6月3日	地方分権の推進に関する決議
平成7年(1995年)5月15日	地方分権推進法の成立
平成10年(1998年)5月29日	地方分権推進計画の閣議決定
平成12年(2000年)4月1日	地方分権一括法の施行
平成18年(2006年)12月8日	地方分権改革推進法の成立
平成19年(2007年)4月1日	地方分権改革推進法の施行 地方分権改革推進委員会の発足
平成20年(2008年)6月20日	地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱(第1次)」
平成21年(2009年)11月17日	地域主権戦略会議の設置
平成21年(2009年)12月15日	地方分権改革推進計画の閣議決定
平成22年(2010年)6月22日	総務省「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」 地域主権戦略大綱の閣議決定

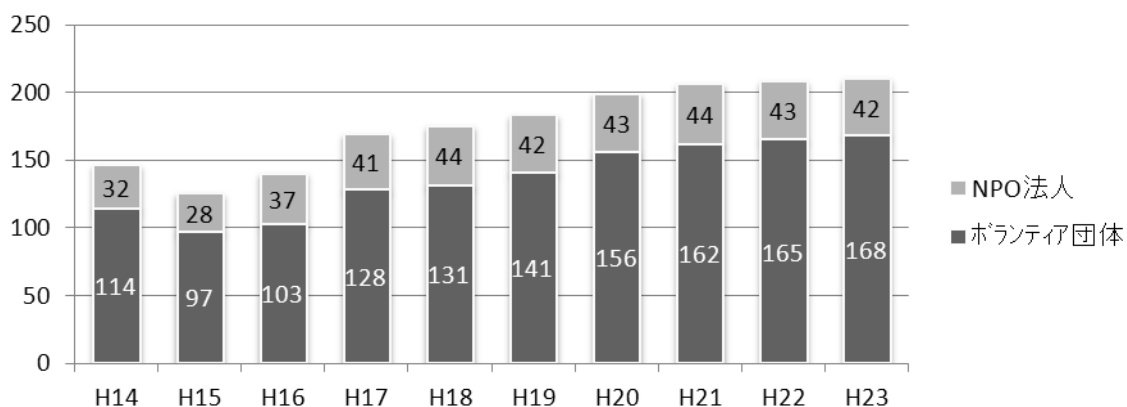
(出典) 総務省HPから一部抜粋

【本市の動向】

本市は地方分権の確立に向け、行財政改革、市民と行政の適切な役割分担によるまちづくりを進めようとしています。

また、一方で、人口構造の変化、市民ニーズの多様化などを背景に、「公」の領域が拡大しており、公共的価値を含む「私」の領域や「公」と「私」の中間的な領域も「新しい公」として活動領域に加わっています。担い手も、これまで以上に多様な主体の参画が期待されます。

【市内 NPO 数の推移】



(出典) 吹田市、吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づいて、市に活動内容等の情報を提供された団体の数です。

(6)ICT がもたらす産業・社会の変革

【全国の動向】

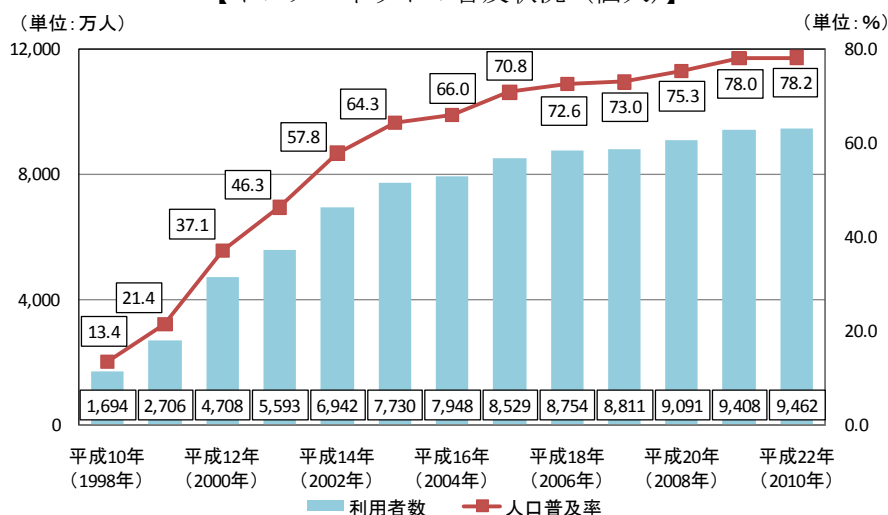
近年、スマートフォンをはじめとする携帯端末が普及することにより、ブログやツイッターなど、インターネットを介した多種多様なソーシャルサービスが発達し、「いつでも、どこでも、だれでも」簡単にコミュニケーションが取れる環境になってきています。

わが国の平成 22 年（2010 年）末におけるインターネット利用者数は 9,462 万人、人口普及率は 78.2%に達しています。また、企業においては、インターネットを利用した調達・販売（電子商取引）の実施、様々なサービスをインターネット経由で提供されるクラウド・コンピューティングの活用が進んでいます。

このような情報技術を活用することにより場所や時間にとらわれない働き方が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災など様々な分野への活用が期待されています。

その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

【インターネットの普及状況（個人）】

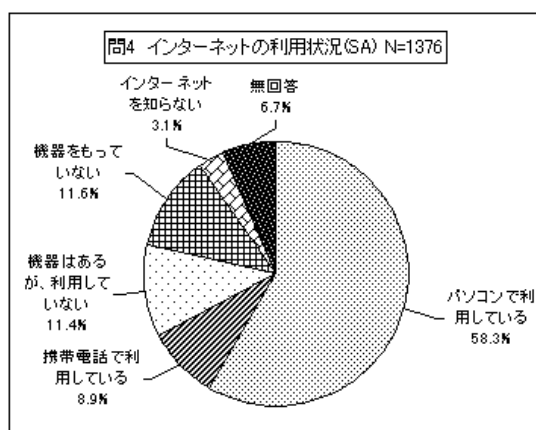


(出典) 総務省「平成 22 年通信利用動向調査の結果（概要）」

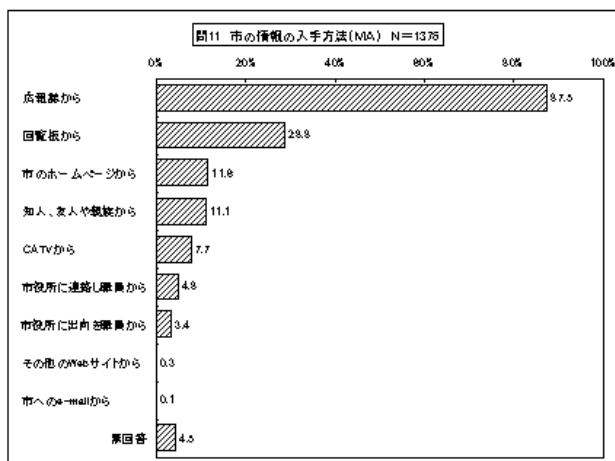
【本市の動向】

本市においても、情報技術を生かし、市民が便利さを実感できるサービスを提供していくとともに、個人情報の保護を適正に行う必要があります。

【市民のインターネットの利用状況】



【市の情報の入手方法】



(出典)吹田市情報化推進計画策定に係る市民アンケート調査(平成 20 年)

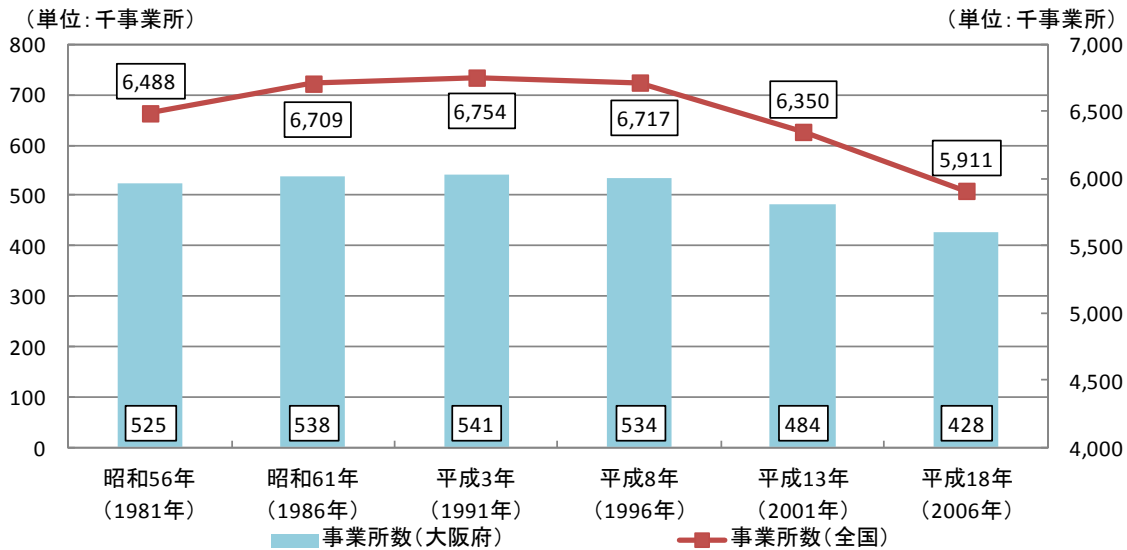
(7) 経済及び雇用環境の悪化

【全国の動向】

情報通信技術の急速な発展や経済のグローバル化が進み、企業においては、競争環境に適応していくことが求められる状況が続き、雇用についても、終身雇用という形態が崩れ、契約社員や派遣社員など非正規雇用の割合が増えるなど、不安定な雇用が増えてきています。

国内及び大阪府内においては、産業構造の転換や事業所の大規模化などのために、事業所数が平成3年（1991年）をピークに減少傾向にあります。

【日本及び大阪府の事業所数の推移】



(出典) 総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」、「平成22年度大阪府統計年鑑」

【本市の動向】

本市の事業所の開業率は全国第7位の実績を誇ります。産業活動に魅力のあるまちとしての強みを生かし、地域の産業の実態を捉えながら、地域における雇用創出につながる産業振興など、地域経済の活性化を図る必要があります。

【全国事業所数 10,000 以上市区町村開業率・廃業率】

	事業所数(事業内容等不詳を含む)				開業率 (c/a)	廃業率 (d/a)
	総数(a)	存続(b)	新設(c)	廃業(d)		
全 国	6,199,222	5,536,474	611,499	1,072,579	9.9%	17.3%
世 田 谷 区	33,443	24,270	8,869	5,068	26.5%	15.2%
渋 谷 区	31,000	25,076	5,517	9,992	17.8%	32.2%
中 央 区	46,726	38,255	7,865	13,111	16.8%	28.1%
千 代 田 区	39,842	32,341	6,686	10,312	16.8%	25.9%
新 宿 区	39,880	32,730	6,460	9,625	16.2%	24.1%
港 区	47,700	39,474	7,350	15,135	15.4%	31.7%
吹 田 市	12,749	10,640	1,934	2,549	15.2%	20.0%
福 岡 市	78,599	66,254	11,477	16,142	14.6%	20.5%
西 宮 市	15,565	13,169	2,248	2,789	14.4%	17.9%
品 川 区	24,899	21,119	3,402	4,810	13.7%	19.3%

注) 表中の(a)~(d)の数値は、経済センサスによる数値であり、開業率・廃業率に関しては、数値を使って吹田市において算出。

(出典) 平成21年経済センサス

4. まちづくりの主要課題

(1)暮らしの安心安全の確保

災害時に迅速に対応し、事故や犯罪被害を未然に防ぐことにより、市民の生命と財産を守る必要があります。また、子どもから高齢者まですべての市民がお互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で、健康で、安心して暮らすことができるように、お互いを支え合う環境を創り出す必要があります。

(2)次代を担う子どもが成長する環境づくり

本市の人口減少や高齢化は全国に比べ遅れて進んでいますが、このまま人口が推移すれば、少子化は全国より早く進むことが予測されます。今後は、地域、行政が一体となって、子育てや教育環境を充実し、安心して子どもを産み育てられるまちとしていく必要があります。

(3)持続可能な未来を創る環境保全

本市の持続可能な未来を創り出すためには、地球規模の環境問題にも対応した低炭素型・循環型のまちづくりを進める必要があります。また、本市の特徴でもある良質な住環境を構成している緑地や公園、その他の自然環境を保全し、継承していく必要があります。

(4)産業と地域経済の活性化

経済活動のグローバル化の波は地域の産業や経済に多大な影響を及ぼし、財政運営やまちづくりを左右します。市内企業の基盤強化や定着を支援し、安定した事業活動を営むための環境を整えることで市民の雇用確保と生活の安定を図ることにより、地域経済の循環を高める必要があります。

(5)心のゆとりと生きがいづくり

成熟社会の到来は市民の価値観の多様性をもたらし、幸福度や生活満足度を求める人々が増加しています。また、物より心の豊かさを重視するという時代の流れの中で「いつでも」「どこでも」「だれでも」がそれぞれのライフスタイルに合わせて、いきいきと学び、一人ひとりの個性や感性を磨けるような環境をつくる必要があります。

(6)市民力・地域力の向上

本市は地域によって異なる特色を持っており、地域が抱える課題もその内容や程度はさまざまです。地域の特色を生かしながら、地域固有の課題を解決し、望ましい地域を創造するためには、そこで住み、働き、学ぶなど日々の生活から感じられることを反映することが重要です。

このため、地域のことは地域で決める主体的な地域運営の確立に向け、市民や事業者の意識の向上やNPOの育成など市民力・地域力を向上する必要があります。

(7)財政の健全化と行政の効率化

将来世代に過度の負担を残すことなく、社会経済や行政需要の変化に対応できる財政基盤の確立に向けて、選択と集中により、行政の効率化を徹底するとともに収支構造の健全化と財政構造の弾力化を念頭に置いた財政運営を進める必要があります。

また、老朽化した公共施設をはじめとした社会資本の更新を計画的に進めていく必要があります。

**基本
構想**

第1章 まちの将来像

第2章 人口及び都市構造

第3章 将来像への基本方針

第4章 基本目標（施策体系）

第5章 将来像実現に向けて

第1章 まちの将来像

本市のまちの将来像は、まちづくりの主要課題を踏まえ、市民福祉の向上に欠かすことのできない政策として

暮らしの基礎となる「人権」・「環境」・「安心安全」

暮らしに彩をあたえる「文化」

暮らしの支えとなる「福祉と健康」

暮らしの未来を拓く「子育てと教育」

暮らしに活力をつける「経済」など

様々な政策を牽引する力となり、未来への希望を照らすものとして、めざすべきまちの姿を掲げます。

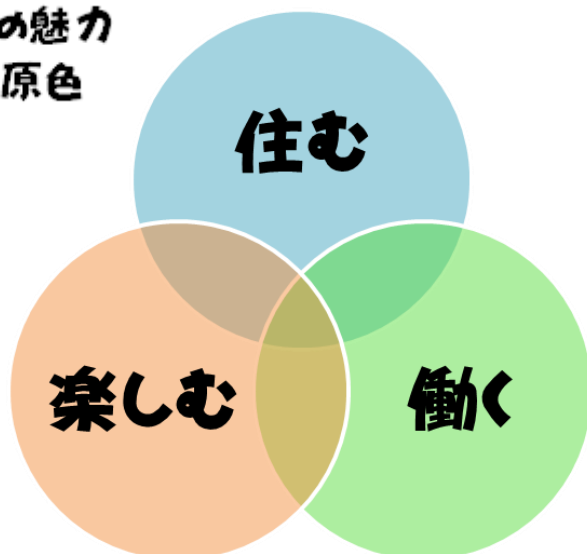
「住」「働」「楽」が織り成す都市魅力を発信し、人をひきつけるまち

本市は、「住みやすさ」「産業活動にとっての魅力」「楽しめる都市空間」をバランスよく内包する都市です。それぞれの都市機能は高い集積があり、単独でも大きな都市魅力となっていますが、複数の都市機能が近接、融合することで、職住近接、職遊融合、住遊近在など相乗的に魅力が高まる可能性があります。

この可能性を引き出すには、柔軟な「発想力」や豊かな「創造力」、粘り強く取り組む「推進力」などが必要であり、これらはどれも、人を介して引き出すことができるものです。

このため、市民、企業、NPO、大学、行政など様々なまちづくりの主体が、相互の関係性を深め、それぞれの得意分野を生かしながら、協力、連携することにより、地域資源をうまくつなぎあわせながら、新たな都市魅力の創造を図ります。さらに、この都市魅力を内外に発信し、人をひきつける元気のあるまちをめざします。

まちの魅力
三原色



個々の魅力を高め
相乗効果を促進するために

市民主体の
コミュニティ
運営が確立
されたまち

まちの未来
を拓く人を
育むまち

市民主体のコミュニティ運営が確立されたまち

本市は、地方自治体への分権が進化した地域主権という変革期の政策主体として、市民生活を豊かにする政策の質的向上を図ることが求められています。このため、市民が日々の生活で感じたことを如何に政策に組み入れていくかが重要となっています。

特に、本市の特徴である市内の各地域の固有の特色を市の魅力向上に結びつけるためには、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを進めることが重要です。このため、市民が地域のまちづくりに主体的に関わり、自ら考え行動する自立した地域運営ができる仕組みを市民と行政の協働で構築し、その運営を市が支援することで、それぞれの地域魅力を高め、活気あふれる地域とすることをめざします。

まちの未来を拓く人を育むまち

価値観が多様化かつ複雑化する成熟社会において、将来にわたって活力あるまちとして持続し発展させるためには、未来の吹田を元気にする原動力となる人材を育むことが重要となります。

とりわけ、社会経済状況におけるグローバル化が進む中にあるは、異なる文化を受け入れ共生する国際人として活躍できる人を育むことが大切です。

人と人が関わり、育ち育てられる環境づくりとして、「安心して、子どもを生き育てる環境」、「子どもが自立するまでの成長を応援する環境」、「社会とつながり自己実現ができる環境」など生涯をとおして学び・育む環境が備わったまちをめざします。

以上の3つのまちづくりの視点に共通するものは、人が主体的に行動し、知識や知恵を紡ぎ、創造することの重要性です。つまり、「市民力」が源となり、関係性を育み、「地域力」として成長し、これが未来のまちづくりの原動力となります。

こうした力を生みだし蓄積するには、「人」にスポットを当て、「人と人との関わり」「多世代交流」など個性や違いを認め合う「思いやり」と「やさしさ」による関係が育つ環境づくりが必要です。

以上から、本市の将来像を

《将来像イメージ案》

人・まち・元気創造都市 すいた

とします。

また、将来像への基本方針を次のとおりとします。

ルートⅠ：一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち

ルートⅡ：誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

ルートⅢ：ともしながり未来を拓く人づくりを進めるまち

ルートⅣ：健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

ルートⅤ：誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

ルートⅥ：支えあいと備えで安全に暮らせるまち

ルートⅦ：人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

第2章 人口及び都市構造

1. 人口

本市の将来人口は、平成32年（2020年）頃までは概ね現状維持の状態が続き、その後は人口減少が進むものと見込まれます。

また、人口の年齢構成は、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は、いずれも減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加するなど本市でも少子高齢化が進むと予測されます。

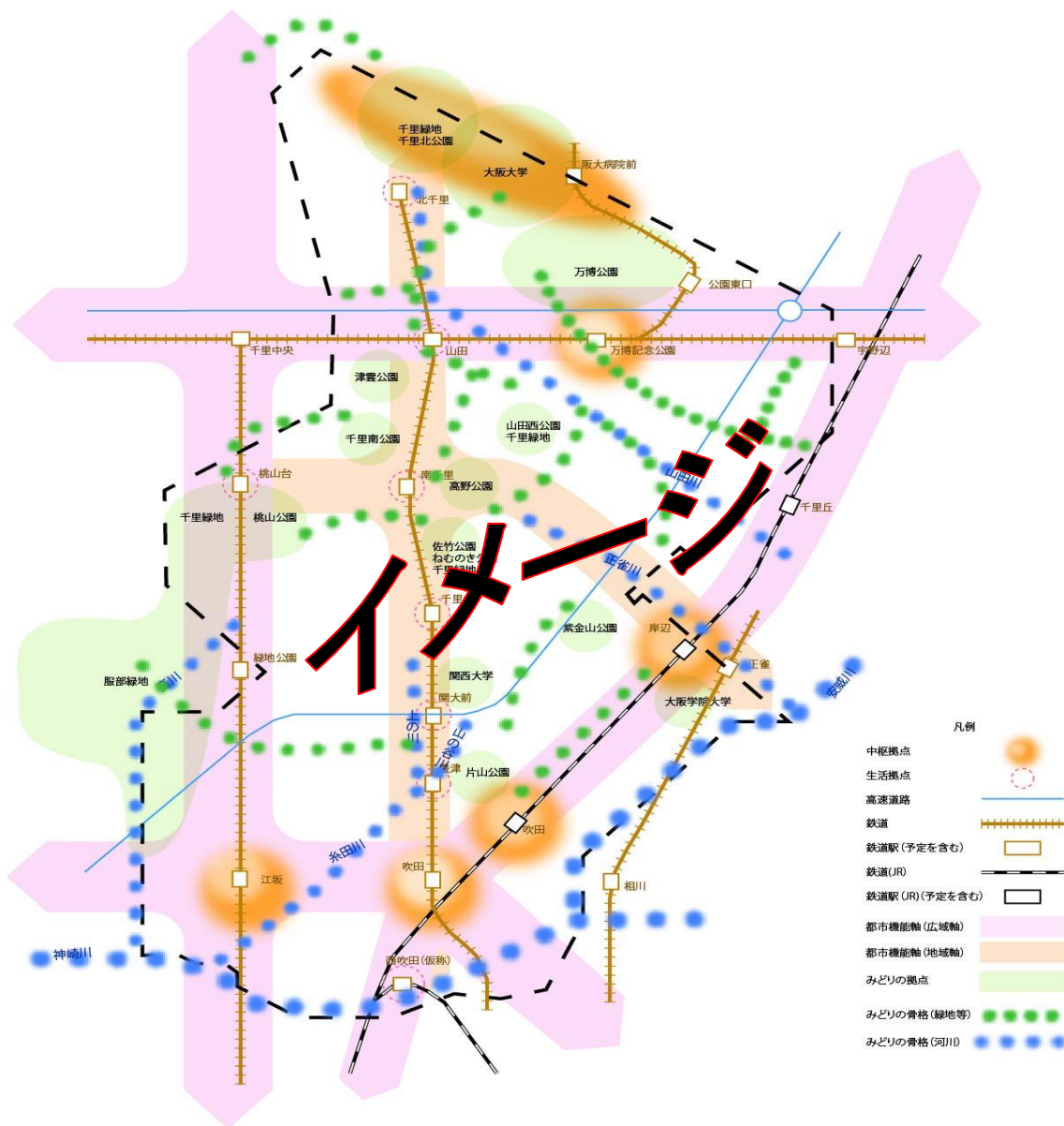
そうした中で、本市が、活力あるまちとして持続的に発展していくためには、多様な交流によるまちの活性化を図るとともに、世代のバランスが取れた人口構成をめざす必要があります。

このため、本市の魅力を外内にアピールするとともに、次世代を育む環境づくりや良質な住まいの維持及び誘導など、住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれる様々な施策を推進し、定住化の向上を図ることにより、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の本市の将来人口を概ね35万5千人と設定します。

2. 都市構造

検討中

吹田市の将来都市構造



第3章 将来像への基本方針

ルートⅠ：一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合う平和なまち

平和の尊さが感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が生まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多彩な文化が生まれ生きがいのあるまちをめざします。

ルートⅡ：誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持つことができるまちをめざします。

ルートⅢ：とものつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

人や社会とのつながりの中で、安心して子どもを産み育てることができ、多様な学びや支援の機会を得て、生きる力と自主性・自律性が育まれるまちをめざします。

また、人が人を育て、人が地域を育て、市民一人ひとりが、まちづくりの主役としていきいきと生活するまちをめざします。

ルートⅣ：健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

健全で豊かな環境が、私たちの生存の基盤であることが強く認識され、それを前提とした社会や経済のあり方、及び新しい形の豊かさに対する共感が広がるまちをめざします。

ルートⅤ：誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

快適で潤いのある空間、安全で便利に人・ものが移動する環境、そして地震や風水害の被災リスクを低減する堅固な基盤が整い、市民の誰もが快適に暮らし、すべての人が活発に活動できるまちをめざします。

ルートⅥ：支えあいと備えで安全に暮らせるまち

あらゆる災害に備えた防災体制や、各種犯罪の未然防止に努めるための防犯体制の強化が図かれ、安心して暮らせるまちをめざします。

また、災害や事故などの救急時の迅速な対応により、子どもから高齢者、障がい者など市民の誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

ルートⅦ：人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

「交通利便に優れ、文化と教養の薫り高いまち」という都市ポテンシャルの高さと、産学官が一体となって企業活動を支える環境のもと、元気な企業が集積し、人・もの・情報が交流する、活気と魅力に満ちあふれたまちをめざします。

また、誰もが笑顔で働き続ける環境が整い、ワークライフバランスのとれた市民による賑わいが創出されるまちをめざします。

第4章 基本目標(施策体系)

基本方針	基本方針にもとづくまちのイメージ
さまざまな文化を認め合う平和なまち 一人ひとりの人権とさま	I-1 平和の尊さが実感できています
	I-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています
	I-3 DV被害や女性に対する暴力がない男女共同参画社会になっています
	I-4 多彩な文化が身近に感じられるまちになっています
	I-5 国や地域の人との交流が育まれています
誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち 誰かが住み慣れた地	II-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています
	II-2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分野の活動に参加しています
	II-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています
	II-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています
進めるまち ともにつながり未来を拓く人づくりを	III-1 安心して子育てができています
	III-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができます
	III-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、 <u>成長しています</u>
	III-4 子どもや青少年が安心して安全に、出会いや交流を通じて <u>成長しています</u>
	III-5 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を通じて、主体的に <u>学んでいます</u>
	III-6 すべての市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる、 <u>生涯スポーツ社会になっています</u>
健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち 健全で豊かな環境	IV-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています
	IV-2 資源を大切にする社会システムが形成されています
	IV-3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています
	IV-4 環境教育・環境学習の機会が充実しています

基本方針	基本方針にもとづくまちのイメージ
≪ 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち	V-1 暮らしや都市活動を支える都市基盤整備が進んでいます
	V-2 魅力あふれる美しいまちなみと良好な住環境が形成されています
	V-3 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます
	V-4 みどりが保全・創出・活用され、市民に親しまれています
	V-5 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます
	V-6 誰もが安全で快適な道路環境整備が進んでいます
	V-7 安定した安心安全の水道が利用できています
	V-8 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています
≪ 支えあいと備えて安全に暮らせるまち	VI-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています
	VI-2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています
	VI-3 備えと予防ができており火事（や事故）が減っています
≪ 人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち	VII-1 元気な企業が集積しています
	VII-2 いきいきと働きがいをもって就労できる環境が整っています
	VII-3 安心して消費生活を送れる環境が整っています

第5章 将来像実現に向けて

ベースⅠ．市民が活躍できるまちの仕組みづくりを進めます《市民自治》

市民が主体的に関わるまちづくりの仕組みを構築し、自律した地域の自治が確立したまちをめざします。

また、市民、NPO、企業、大学、行政など多様なまちづくりに取り組む主体間のネットワークの強化を図り、それぞれの得意分野を生かし、連携・協力するさらなる協働を促進することにより、新しい公共の創出による豊かな社会の形成を図ります。

ベースⅡ．持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します《行財政運営》

将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供できるよう、健全な財政運営、最適な資産管理、職員の能力向上など、長期的かつ多角的な視点で進める行政経営の確立をめざします。

基本姿勢	取組
づくりを進めます きるまちの仕組み ー・市民が活躍で	地域の特性が活かされた市民主体のまちづくりの仕組みを構築します
	市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体による協働のまちづくりの仕組みを構築します
	多様な市民の意向が反映される市政運営の仕組みを充実させます
の行政経営を確立 します ー・持続可能なまちづくり	安定した行財政運営を進めます
	環境の変化にも柔軟に即応し効果的な行政運営を担う人材を育成します
	良好な施設機能の安定的な提供とインフラの維持保全が計画的に行われ安心できる都市基盤を整備します
	利便性の向上が図られたサービスを提供します

序論

基本構想

基本計画